

納税地	
法人名	
氏名 代表者氏名	

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

殿

## 輸出物品販売場許可申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた  
を却下しましたから通知します。

輸出物品販売場許可申請については、下記の理由により、これ

記

(理由)

## 輸出物品販売場許可申請の却下通知書

### 1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI2）は、輸出物品販売場の許可申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

### 2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を却下する場合に出力する。

### 3 出力時期

#### (1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

#### (2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

### 4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
免税販売手続区分 (通知文中)	却下の対象となる輸出物品販売場許可申請の免税販売手続区分を印字する。 ①一般型 ②手続委託型 ③自動販売機型

### 5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	却下の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

### 6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

#### (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

## 7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。